

平成30年度「学校における医療的ケア実施体制構築事業」成果報告書

教育委員会名	刈谷市教育委員会
--------	----------

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学校に安全・安心に通学可能となることを目的として医療的ケア実施体制を構築するための研究	
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
	(イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修テキスト等を策定するための研究	○
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	○
	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	

2 研究の概要

- ① 平成 30 年 4 月に開校する刈谷特別支援学校は、主として肢体不自由者を教育する学校であり、在籍予定児童生徒の約 3 分の 1 が医療的ケアを必要とする。3 行為（吸引、経管栄養、導尿）に加え、人工呼吸器の管理等の医行為が必要な児童生徒が在籍しており、一層の安心・安全な学校生活を送れるような組織、体制作りが必要である。
- ② また、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れるには、医療的ケアを実施する看護師・教員の役割分担及び協力体制を確立することが必要である。更には、教育委員会と学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定していく必要がある。
- ③ そこで、本特別支援学校は、刈谷市教育委員会と医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院とが協定を結び、病院からの看護師出向による医療的ケアを実施することとした。この看護師出向方式を基に、将来を見据えた「学校における医療的ケア実施体制の在り方」を検証し、高度な医療的ケアに対応できる組織及び体制を構築する。病院からの出向看護師による医療的ケアに対応することで、専門性の保証された看護師の安定的な配置が可能となり、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への対応の充実を図るとともに、医療的ケアの実施手順の簡素化を図ることが可能となる。

3 研究の内容等

（背景・課題意識・提案理由）

愛知県にある特別支援学校における医療的ケアは、設置者雇用の看護師を中心としながら行われてきた。その看護師により、保護者の心理的・身体的負担がある程度軽減されてきた。しかし、設置者雇用であるため、看護師が辞めてしまうと、新たに医療的ケア体制を再構築しなければならず、保護者へ負担をかけてしまうという面もあった。

特別支援学校に在籍する児童生徒の医療的ケアは、障害が重度・重複化しており、医療的ケアの実施や健康状態の管理に特別な配慮を要する者も多い。

こうしたことから、新設する刈谷特別支援学校において医療的ケアを安心・安全に実施するため、刈谷特別支援学校の近隣にある刈谷豊田総合病院と刈谷市教育委員会が連携を図り、刈谷豊田総合病院から看護師が出向し、医療的ケアを実施することにした。このことで、一定数の看護師の配置が適切に行われることになり、医療的ケアの安定実施及び充実が図れるものと考えた。

このように、設置者と病院が提携し、病院からの出向看護師システムが実現することで、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の対応の充実を図るとともに、医療的ケアの実施手順の簡素化を図ることができ、保護者への負担軽減につながると考えた。

（モデル校の選定理由）

刈谷特別支援学校は、刈谷市が設置した市内唯一の特別支援学校である。刈谷特別支援学校には、医療的ケアを必要とする児童生徒をはじめ、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒が複数在籍しており、モデル校としてふさわしいと考える。

（事業の目標）

1. 医療的ケア指導医を刈谷豊田総合病院小児科医に委嘱し、医療的ケア指導医による「学校巡回指導」、「医療的ケア運営委員会での助言」、「学校からの医療的ケアに関する相談」などを通し、校内支援体制の充実を図るとともに、人工呼吸器の管理等の高度な医

療的ケアを必要とする児童生徒の受け入れについて、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた支援体制を検証する。

2. 刈谷豊田総合病院からの出向看護師が人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを安全・安心に実施できるように、医療的ケア指導医や病院との連絡を常時密にするとともに、医療的ケアに対する研修体制の充実を図る。
3. 開校と同時に、医療的ケアを実施するため、「医療的ケア運営協議会の設置」、「学校における医療的ケア実施のための指導・助言・研修のサポート」を行うなど、医療的ケアに関するネットワークを構築する。

（研究仮説）

病院からの出向看護師による医療的ケア体制を構築するために、刈谷市教育委員会と刈谷豊田総合病院とが協定を結び、病院からの出向看護師及び医療的ケア指導医を中心とした管理体制を確立し、医療的ケア指導医、主治医、学校医を含む学校関係者、学識経験者等による「医療的ケア運営協議会」を設置することで、病院からの出向看護師による医療的ケア実施体制の検証を行うことができる。

（取組内容）

1. 教育委員会としての取組
刈谷豊田総合病院の出向看護師システムに向けての申し合わせ事項について整備するとともに、特別支援学校における医療的ケア体制整備に対し指導・助言を行った。
2. モデル校における取組
 - (1) 「医療的ケア運営協議会」の設置
医療的ケア指導医、刈谷豊田総合病院看護部長、主治医代表、刈谷市教育委員会、学識経験者、刈谷市立刈谷特別支援学校長等を構成員として、①特別支援学校における医療的ケアの実施体制、②医療的ケアの実施にあたり必要な事項、③関係機関の連絡調整に関する事等について検討した。
 - (2) 医療的ケア体制整備検討委員会
医療的ケア指導医、刈谷豊田総合病院看護部長、刈谷市立刈谷特別支援学校看護師、刈谷市教育委員会、学識経験者、刈谷市立刈谷特別支援学校長、養護教諭、保健主事等を構成員として、校内における医療的ケア実施方法及び刈谷豊田総合病院との連携方法について検討した。
 - (3) 出向看護師システムによる安心システムの構築
学校内における看護師は、主治医の指導を得ることなく、対応を判断しなければならないことがある。そのような状況をできる限りなくすために、常に緊急時に相談し、対応できるように医療的ケア指導医を中心としたシステムを構築した。
 - (4) 高度な医療的ケア実施に関する意識調査の実施
本事業の実施前と後で、関係特別支援学校教職員、看護師、保護者等の意識調査を実施し、高度な医療的ケアが必要な児童生徒が、より安全に円滑に学校に受け入れられるようにするための研修、体制等についての検証を行った。

（評価の観点及び評価の方法）

1. 評価の観点
 - (1) 出向看護師システムによる医療的ケア実施体制とネットワークの構築状況
 - (2) 新設特別支援学校における医療的ケア実施のための環境整備状況

- (3) 高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への適切な対応と保護者との連携
- (4) 教職員と出向看護師との役割分担と連携方法
- (5) 医療的ケアが必要な児童生徒の授業の充実

2. 評価の方法

- (1) 刈谷特別支援学校で実施する医療的ケアにおいて、実施体制に関する具体的な計画の策定及びその研究結果の分析等を「医療的ケア運営協議会」で行い、必要なケースなどは改善を行う。
- (2) 確立したことを学校のホームページで公開するとともに、年度末に実践研究協議会を実施し、教育関係者等からの評価に基づき、実施体制の更なる改善を行った。

4 事業を通じて得られた主な成果

本事業を通して得られた成果は以下のとおりである。

- ① 刈谷市教育委員会と刈谷豊田総合病院が協定を結び、病院からの出向看護師により、専門性の高い看護師の安定的配置をすることができた。更には、校外学習や修学旅行等の泊を伴う行事の際にも看護師の付添が可能となり、高度な医療的ケア等を必要とする児童生徒が参加できた。
- ② 刈谷豊田総合病院小児科医に医療的ケア指導医を委嘱したことで、同じ病院内での勤務経験もあり、出向看護師の相談事項に対して、医療的ケア指導医からの指導・助言をスムーズに行うことができた。更には、医療的ケア指導医を中心とし、高度な医療的ケア等を必要とする児童生徒の主治医との連携・協力体制を構築することができた。
- ③ 出向看護師システムについて、児童生徒の主治医への説明を直接教員が実施し、主治医から医療的ケア指導医への「主治医意見書」「診療情報提供書」の提出、主治医作成による「医療的ケア指示書」に基づく医療的ケア指導医の受診、更に出向看護師による個別マニュアル作成までを前年度中に終えることで、新年度4月の入学式・始業式からの出向看護師によるフルケアを可能にした。

これらの出向看護師システムを構築したことにより、①人工呼吸器を装着している等、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への対応方法の確立ができた、②医療的ケアを必要とする児童生徒の授業及び学校行事への参加が可能となった、③医療的ケアを実施するまでの手順の簡素化できた、④学校待機の必要性がなくなるなどの保護者の負担軽減を図ることができた。

5 課題と今後の方策

刈谷豊田総合病院からの出向看護師システムを構築できたことで、①看護師の勤務体制の整備、②医療的ケアの安全性の確保、③看護師の適切な人数確保が可能となった。その中で、年度当初と児童生徒の実態が変わることに伴う、医療的ケア指示書への追記や医療的ケア内容の変更があった場合や、出向看護師の長期欠席、泊を伴う行事への看護師付き添いに対する校内体制整備については、今後の課題である。

また、医療的ケア指導医を中心としたシステムを構築したことで、医療的ケアの申請手続きの簡略化が図られ、申請手続き完了までの期間の大幅な短縮につながったため、保護者負担を減らすことができた。本校はまだシステムを構築するに至ったばかりであるが、これらのことは、今後、この出向看護師システム全体の検証を行いながら、更なる充実に努めていかなければならない。